



この間の主張が認められ、大きな前進！

西武バスユニオン組合員に対する 労災保険不支給処分取消請求事件 第7回期日開催！



9月14日「西武バスユニオン組合員に対する労災保険審査行政訴訟裁判」の第7回期日が行われました。今回の期日では、脅迫文章が会社専用の業務日報の裏に書かれているので部外者(第三者)の可能性は低い。証拠資料はコピーであったため、原本を裁判長に確認してもらいました。

その後の報告集会では「医師の医学意見書の提出で4ヶ月掛かった。国側も反論するの、それくらい掛かるのは致し方ない」という弁護士見解が出されました。また、本人からは「仲間の皆さんが傍聴席で見守ってくださることが、どれほど私自身の大きな支えになってるか、言葉にならない。これからも、支えていただきたい」と、さらなるたたかう決意が出されました。

第8回期日は 2027年2月8日(月) 14:00から開廷されます！